(資料1)

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針改正案(新旧) (平成 26 年 10 月 17 日 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和 3 年 1 月 29 日一部改正)

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成 26 年 10 月 17 日 女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針

改正後

平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日 女性職員活躍・ワークライフバランス 推 進 協 議 会 決 定 平成 28 年 1 月 2 8 日 一 部 改 正 令和 3 年 1 月 2 9 日 一 部 改 正 令和 6 年 ● 月 ● 日 一 部 改 正 改正前

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針

平成 26年 10月 17日 女性職員活躍・ワークライフバランス 推 進 協 議 会 決 定 平成28年 1月 28日 一部改正 令和3年1月 29日一部改正

I. (略)

Ⅱ. ワークライフバランスの推進のための働き方改革 (略)

1~3 (略)

4. 仕事と生活の両立支援 (略)

- (1) 男性の育児への参画促進
 - ・ 男性職員の家庭生活への参画促進は、男性職員の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子化対策の観点からも極めて重要である。そのため、各府省等は、<u>令和5年12月22日に策定された「こども未来戦略」に定める目標も踏まえた</u>男性職員の育児休業取得率の目標及び男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についての目標を設定(全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを目指す)する

I. (略)

Ⅱ. ワークライフバランスの推進のための働き方改革 (略)

1~3 (略)

4. 仕事と生活の両立支援 (略)

- (1) 男性の育児への参画促進
 - ・ 男性職員の家庭生活への参画促進は、男性職員の仕事と生活の両立のみならず、女性の活躍促進、ひいては少子化対策の観点からも極めて重要である。そのため、各府省等は、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標(30%)を踏まえた男性職員の育児休業取得率の目標及び男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についての目標を設定(全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを目指す)すると

とともに、全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年 12 月 27 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)に基づく取組を推進する。【各府省等】

(2)~(3)(略)

Ⅲ. (略)

Ⅳ. 推進体制等

(1)~(3)(略)

(注1) (略)

(注2) 取組計画においては、「こども未来戦略」等における政府目標等を踏まえた、自府省等における 女性職員の採用・登用に関する目標数値、男性職員の育児休業取得率及び「男の産休」5日以上使用 率の目標数値を定めること。また、目標数値の状況は、取組状況とともに公表すること。 ともに、全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できるよう、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)に基づく取組を推進する。【各府省等】

(2)~(3) (略)

Ⅲ. (略)

Ⅳ. 推進体制等

(1)~(3)(略)

(注1) (略)

(注2)取組計画においては<u>第5次男女共同参画基本計画</u>における政府目標等を踏まえた、自府省等における女性職員の採用・登用に関する目標数値、男性職員の育児休業取得率及び「男の産休」5日以上使用率の目標数値を定めること。また、目標数値の状況は、取組状況とともに公表すること。